

期 間 入 札 の 公 告

令和 7年 4月25日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 小 林 研 吾

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和 7年 5月 9日から 令和 7年 5月19日まで
開札期日	日 時 令和 7年 5月22日 午前10時00分 場 所 札幌地方裁判所別館4階開札場
売却決定 期日	日 時 令和 7年 5月28日 午前 9時20分 場 所 札幌地方裁判所民事第4部
特別売却 実施期間	令和 7年 5月26日から 令和 7年 5月30日まで
買受申出の保証の 提供方法	下記のいずれかによる。 (1) 当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 (2) 銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。
買受申出の資格の 制限(民事執行規則33条)	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。
一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和 7年 4月25日から当庁記録閲覧室に備え置きます。	

物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------------|------------------|--|
| 1 | 所 在 | 苫小牧市拓勇東町二丁目 | | |
| | 地 番 | 1 3 番 1 3 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 1 2 . 4 4 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 苫小牧市拓勇東町二丁目 1 3 番地 1 3 | | |
| | 家屋 番号 | 1 3 番 1 3 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 8 . 2 0 平方メートル | |
| | | 2 階 | 5 2 . 5 2 平方メートル | |



注 意 書

- 1 本件の入札には、令和2年4月1日に施行された改正民事執行法第65条の2により、暴力団員等に該当しないこと等の陳述書が必要です。

陳述書の提出がない場合には入札が無効となります。また、陳述書等の記載に不備があった場合、入札が無効になる場合があります。陳述書下欄の注意事項をよくお読みください。

無効になる入札が散見されています。無効な入札にならないようにご注意ください。

(無効になる入札例)

- 陳述書や陳述書別紙の氏名に「フリガナ」がない。
- 生年月日の記載がない。
- 「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」(※)の□にチェックが入っているが、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付がない。

(※)「自己の計算～とする者」とは、自ら不動産を取得する意図の下で、あなたに対し資金提供をして入札をさせ、不動産を取得しようとしている者のことをいいます。

例1) Bは物件を取得したいと考えたが、自らは入札せずA(あなた)に資金を提供し、Aが入札した。

→Bは「自己の～とする者」に該当する。

例2) Aは物件を取得したいと考えて、金融機関Cから融資を受け、Aが入札した。

→Cは「自己の～とする者」に該当しない。

- 2 売却決定期日は、同法68条の4により、最高価買受申出人が暴力団員等に該当するか否かを警察へ照会した場合には、**2週間程度延期**する場合があります。

- 3 入札に当たってご不明な点は、当庁執行官室(☎011-281-3535)に直接お問い合わせいただくか、不動産競売物件情報(通称BIT)サイトのトップ画面「手続案内」でご確認ください。

札幌地方裁判所民事第4部不動産競売係

物 件 明 細 書

令和 7年 3月13日

札幌地方裁判所民事第4部

裁判所書記官 松 浦 絵美子

1 不動産の表示

【物件番号1, 2】

別紙物件目録記載のとおり

2 売却により成立する法定地上権の概要

なし

3 買受人が負担することとなる他人の権利

【物件番号1, 2】

なし

4 物件の占有状況等に関する特記事項

【物件番号2】

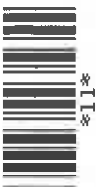
本件所有者が占有している。

5 その他買受けの参考となる事項

なし

《 注 意 書 》

- 1 本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。
- 2 記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。
- 3 買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。
- 4 対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意



味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

- 5 各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。
このほか、B I Tシステムのお知らせメニューにも登載されています。



物 件 目 録

- | | | | | |
|---|-------|------------------------|-----------------|--|
| 1 | 所 在 | 苫小牧市拓勇東町二丁目 | | |
| | 地 番 | 1 3 番 1 3 | | |
| | 地 目 | 宅地 | | |
| | 地 積 | 2 1 2. 4 4 平方メートル | | |
| 2 | 所 在 | 苫小牧市拓勇東町二丁目 1 3 番地 1 3 | | |
| | 家屋 番号 | 1 3 番 1 3 | | |
| | 種 類 | 居宅 | | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 2 階建 | | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 8. 2 0 平方メートル | |
| | | 2 階 | 5 2. 5 2 平方メートル | |



令和7年(ケ)第70001号

令和7年 1月31日受理

令和7年 3月 5日提出

現況調査報告書

札幌地方裁判所

執行官 鈴木 啓 司

(注) チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

物 件 目 録

- | | | | |
|---|-------|------------------------|----------------|
| 1 | 所 在 | 苫小牧市拓勇東町二丁目 | |
| | 地 番 | 1 3 番 1 3 | |
| | 地 目 | 宅地 | |
| | 地 積 | 2 1 2. 4 4平方メートル | |
| 2 | 所 在 | 苫小牧市拓勇東町二丁目 1 3 番地 1 3 | |
| | 家屋 番号 | 1 3 番 1 3 | |
| | 種 類 | 居宅 | |
| | 構 造 | 軽量鉄骨造陸屋根 2 階建 | |
| | 床 面 積 | 1 階 | 6 8. 2 0平方メートル |
| | | 2 階 | 5 2. 5 2平方メートル |



22

不動産の表示	「物件目録」のとおり			
住居表示	苫小牧市拓勇東町二丁目13番22号			
土地	物件1			
現況地目	☒ 宅地（物件1） ☐ 公衆用道路（物件） ☐ （物件）			
形状	☐ 公図のとおり ☐ 地積測量図のとおり ☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり ☐			
占有者及び占有状況	☒ 土地所有者 ☐ その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
下記以外の建物（目的外建物）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
建物	物件2			
種類、構造及び床面積の概略	☒ 公簿上の記載とほぼ同一である。 ☐ 公簿上の記載と次の点異なる（ ☐ 主たる建物 ☐ 附属建物） ☐ 種類： ☐ 構造： ☐ 床面積：			
物件目録にない附属建物	☒ ない 種類： ☐ ある 構造： 床面積：			
占有者及び占有状況	☒ 建物所有者 ☐ その他の者 上記の者が本建物を住居（空家）として使用している。 ☐ 「占有者及び占有権原」のとおり			
上記以外の敷地（目的外土地）	☒ ない ☐ ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）			
その他の事項	「その他の事項」のとおり			
執行官保管の仮処分	☒ ない 地方裁判所 支部 令和 年（ ）第 号 ☐ ある 保管開始日 令和 年 月 日			
土地建物の位置関係	☐ 建物図面（各階平面図）のとおり ☒ 土地建物位置関係図のとおり			

（注）チェック項目中の調査結果は、「☒」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■ 物件 1 について

- 1 境界標が、本件土地の 3 箇所に存在している（土地建物位置関係図参照）。これらの境界標を基準に、公図等を参考にして、現地での計測により、その範囲及び位置関係を特定した。ただし、正確な地積、形状及び位置関係を把握するには専門家の調査を要する。
- 2 本件土地は、北西側において、市道と接している（土地建物位置関係図参照）。
- 3 本件土地は、上記の市道及びその余の各隣接地とは等高に接している。なお、画地内は平坦である。
- 4 本件土地にタイル及びアスファルト舗装が施工されている（土地建物位置関係図参照）。
- 5 本件土地の南西側境界付近に目隠しフェンスが設置されている（土地建物位置関係図参照）。
- 6 本件土地の西側に金属パイプ製ガレージテントが破損した状態で放置されている。

■ 物件 2 について

- 1 本件建物は、2 階建て戸建住宅である（平成 26 年 10 月築）。
- 2 本件建物の外部、内部について、特に目立った汚損、損傷及び損壊は見受けられなかった。
- 3 所有者所有のスチール製仮設物置（約 2.7 平方メートル）が存在している（土地建物位置関係図参照）。
- 4 蓄電及び売電のためソーラーパネルが、本件建物の屋上に設置されている。なお、同パネルは、所有者所有である。
- 5 上下水道、電気、ボイラー等の設備は、確認できないため、その稼働の可否は不明である。

以 上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

調 査 の 経 過		
調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
7年1月31日（金）	（郵便）	所有者に対し、照会書送付
7年2月5日（水） 11：30－12：00	物件所在地	占有調査、外周調査、写真撮影、連絡文書投函（連絡なし）
7年2月6日（木）	（郵便）	電気供給契約について、北海道電力ネットワーク株式会社へ照会
7年2月10日（月） 19：10－19：30	（電話）	占有等について、所有者から事情聴取
7年2月18日（火） 12：15－12：45	物件所在地	占有調査、外周調査、写真撮影
7年3月2日（日） 9：45－10：30	物件所在地	立入調査、外部調査、写真撮影、評価人同行、所有者と面談

（特記事項）

☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

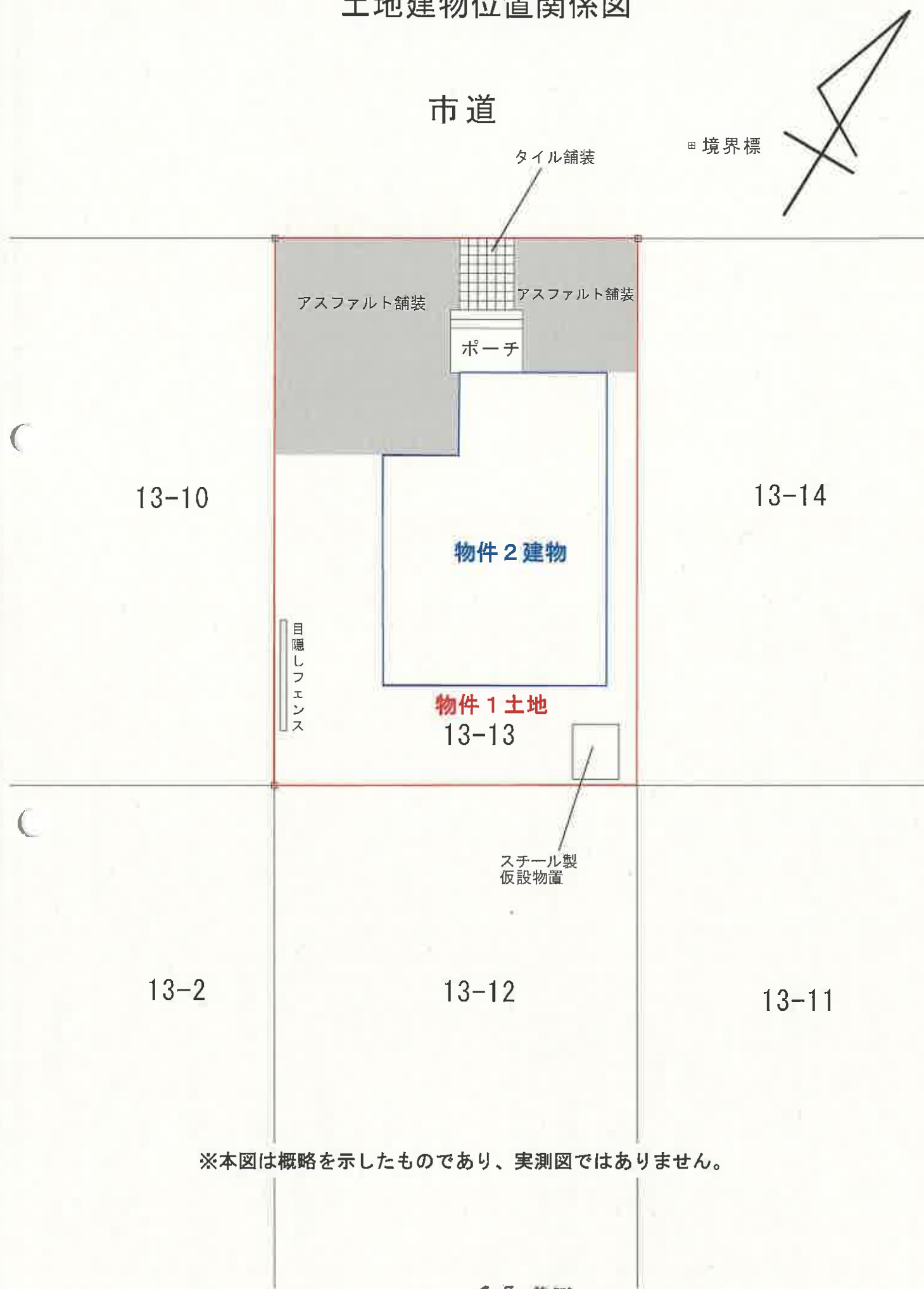
☐ 令和 年 月 日
目的物件は不在で施錠されていたので、立会人 を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

■ 令和7年3月2日
休日・夜間執行許可の提示をした。

☐ 令和 年 月 日

(4 枚目)

土地建物位置関係図

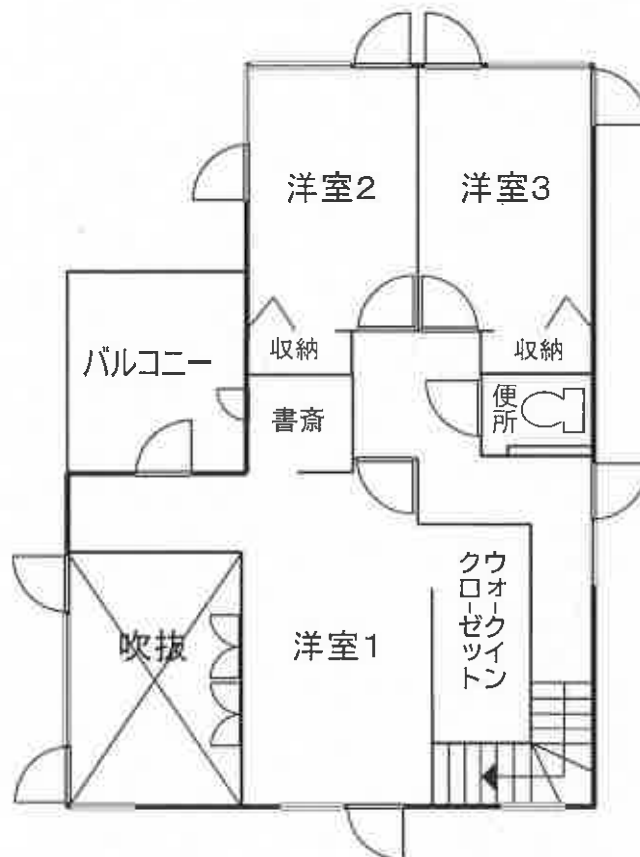


※本図は概略を示したものであり、実測図ではありません。

建物間取図



1階



2階

1 建物外観全景



2 居間



(7 枚目)

3 台所



4 浴室



(8 枚目)

5 目隠しフェンス



6 ガレージテント（破損・放置状況）



（ 9 枚目 ）

7 仮設物置



令和 7 年（ケ）第 70001 号
令和 7 年 3 月 2 日 現地調査
令和 7 年 3 月 4 日 評 価

札幌地方裁判所 御中

評 価 書

評価人 不動産鑑定士
山 田 浩 市

第1 評価額

一括価格	
金20,950,000円	
内訳価格	
物件1(土地)	金5,200,000円
物件2(建物)	金15,750,000円

- 1 一括価格は、物件1、2の各不動産について、一括売却(民事執行法61条本文)を行うことを前提とした場合の合計価格である。
- 2 内訳価格は、配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
- 3 物件1の土地の内訳価格は物件2の建物のための敷地利用権価格を控除した価格であり、物件2の価格は当該敷地利用権付建物としての価格である。

第2 評価の条件

- 1 本件評価は、民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。したがって、求めるべき評価額は、一般の取引市場において形成される価格ではなく、一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約(売主の協力が得られないことが常態であること、買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと、引渡しを受けるために法定の手続きをとらなければならない場合があること、目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等)等の特殊性を反映させた価格とする。
- 2 評価は、目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり、調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。
- 3 現地での物件調査は、原則として目視可能な部分に限定される。
- 4 物件に関する情報提供の内容は、民事執行法58条4項に定める場合を除いて、原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第3 目的物件

番号	所 在 等	登 記	現況
1	所 在 地 番 地 目 地 積	苫小牧市拓勇東町二丁目 13番13 宅地 212.44㎡	同左
2	所 在 家 屋 番 号 種 類 構 造 床 面 積	苫小牧市拓勇東町二丁目13番地13 13番13 居宅 軽量鉄骨造陸屋根2階建 1 階 68.20㎡ 2 階 52.52㎡	同左
番号	特 記 事 項		

第4 目的物件の位置・環境等

1 土地の概況及び利用状況等 (物件1)

位 置 ・ 交 通	JR線「沼ノ端」駅の西方・道路距離約1.3km 最寄バス停「拓勇小学校前」停留所の南西方・道路距離約400m	
付 近 の 状 況	沼ノ端鉄北地区土地区画整理事業により整備された区画整然とした住宅地域で、戸建住宅を中心としてアパート等も混在している。 航空機による騒音のほかは、通風・日照等の居住環境について特筆すべき懸念要因は認められない。	
主な公法上の規制等(道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制)	都 市 計 画 区 分	市街化区域
	用 途 地 域	(北東側隣地境界から約59.5%の範囲) 第二種中高層住居専用地域 (南西側隣地境界から約40.5%の範囲) 第一種中高層住居専用地域
	建 蔽 率	60%
	容 積 率	200%
	防 火 規 制	なし
	そ の 他 の 規 制	居住誘導区域(立地適正化計画) 景観計画区域等
画 地 条 件	間口約11.9m、奥行約17.9mの長方形の中間画地で、隣接地及び接面市道とは概ね等高に接している。	
接面道路の状況	北西側幅員8mの舗装市道(建築基準法第42条1項1号)	
土地の利用状況等	物件2建物の敷地として利用されている。	
供 給 処 理 施 設	上 水 道 :	あり
	ガ ス 配 管 :	あり(都市ガス)
	下 水 道 :	あり
特 記 事 項	① 現地調査並びに公開資料に基づく調査の範囲においては、土壌汚染の可能性は確認できなかった。ただし、評価人としての調査には限界があるため、詳細については専門家による調査を要する。 ② 本件土地は、周知の埋蔵文化財包蔵地には抵触していない。 (北海道教育委員会「北の遺跡案内」による) ③ 3箇所の境界標と推測されるものを確認することができたが、東端の境界標は確認できなかった。概略的な辺長と形状は法務局備付の図面(公図・地積測量図)のとおりと思われるが、正確な数量については測量を要する。 ④ 玄関ポーチ前にはタイル舗装が施されているが、現況等から経済的増分価値はないと判断した。 ⑤ 本件土地の前面道路側はアスファルト舗装が施されているが、現況等から経済的増分価値はないと判断した。 ⑥ 本件土地の西側には金属パイプ製のガレージテントが破損した状態で放置されている。 ⑦ 本件土地の南側には金属製の目隠しフェンスが設置されているが、現況等から経済的増分価値はないと判断した。 ⑧ 重ねるハザードマップによると、本件土地は洪水によって想定される浸水深が0.5m～3.0m(想定最大規模)の区域となっている。津波による浸水は想定範囲外となっている。	

2 建物の概況及び利用状況（物件2）

区 分	主である建物
建築時期及び 経済的残存 耐用年数	建築年月日（登記記載）：平成26年10月20日 新築 経過年数：約 10 年 経済的残存耐用年数：約 30 年
仕 様	構 造：軽量鉄骨造 屋 根：陸屋根 外 壁：ALCパネル 内 壁：ビニールクロス等 天 井：ビニールクロス等 床：フローリング、クッションフロア等 設 備：電気、給排水、都市ガス等 そ の 他：住宅用太陽光発電システム、パネルヒーター、 ガス給湯器等
床面積（現況）	第3 目的物件記載のとおり。
現況用途等	現況用途：居宅 間取り：4LDK（別添「建物間取図」参照）
品 等	使用資材・施工の質量は普通
保守管理の状態	目立った汚損等は見受けられず、保守管理の状態は普通と把握した。
建物の利用状況	現況調査報告書参照
特 記 事 項	① 新築時の建築確認済証及び検査済証の交付を確認した。 ② 現状は空家であり、設備稼働の可否は不明である。 ③ 新築時より住宅用太陽光発電システム（屋上に太陽光パネル、室内にパワーコンディショナー及び蓄電池等）が設置されており、建物価格において当該設備を含めて評価を行った。 ④ 物件1土地の東端付近には、スチール製仮設物置（約2.7㎡）が設置されているが、現況等から経済価値はないものと判断した。

第5 評価額算出の過程

1 基礎となる価格

(1) 建付地価格 (物件1)

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ	地 積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格 (円) ア×イ×ウ×エ=オ
1	50,000	1.00	212.44	1.00	10,622,000

ア 標準画地価格：第6参考価格資料記載の公示地・基準地等との規準並びに類似地域所在の取引事例価格と比準した価格(比準価格)及び売り物件の価格等を考量の上、標準画地価格を上記のとおり査定した。

イ 個別格差：特にない 0% (1.00)

ウ 地 積：登記数量による。

エ 建付減価：建付減価補正は要しないと判断した。

(2) 建物価格 (物件2)

目的建物の再調達原価(太陽光発電システムを含む)を、建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め、これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて、建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	現況延床 面積(㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格 (円) ア×イ×ウ=エ
2	250,000	120.72	0.64	19,315,000
計				19,315,000

$$\text{ウ 現価率} = \frac{\text{残存耐用年数 } 30\text{年}}{\text{通算耐用年数 } 40\text{年}} \times \left(1 - 0.15 \right) = 0.64$$

※ 観察減価については汚損の程度、機能の低下、設備の稼働リスク等を考慮した。

2 評価額の判定

前記により求めた価格に、土地については土地利用権等価格を控除し、建物については土地利用権等価格を加算し、さらに競売市場修正等を施して、下記のとおり評価額を求めた。

(1) 土地利用権等価格

番号	建付地価格(円)	土地利用権等割合		土地利用権等価格(円)
	ア	イ		ア×イ=ウ
1	10,622,000	0.30	法定地上権	3,187,000
計	—			3,187,000

イ 土地利用権等割合：土地利用権等を法定地上権と判定し、その割合を30%と査定した。

(2) 内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格 (円) (1(1)オ, 1(2)エ) ア	土地利用権等価格 の控除及び加算 (円) (2(1)ウ) イ	占有減 価修正 ウ	市場性 修 正 エ	競売市 場修正 オ	その他の 控除減価 (敷金等) カ	評価額(円) (ア±イ)×ウ ×エ×オーカ (万円未満切捨)
1	10,622,000	— 3,187,000	—	1.00	0.70	—	5,200,000
2	19,315,000	+ 3,187,000	—	1.00	0.70	—	15,750,000
一 括 価 格(合計)							20,950,000

ウ 占有減価修正：特になし

エ 市場性修正：近時の周辺地域における中古住宅の需給動向を考慮の上、市場性修正は要しないと判断した。

オ 競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ その他の控除減価(敷金等)：特になし

第6 参考価格資料

地価公示価格[苫小牧-35]

所 在 : 苫小牧市拓勇東町6丁目11番27
価 格 : 40,500円/㎡
位 置 : JR「沼ノ端」駅の西方道路距離約2,100m
価 格 時 点 : 令和6年1月1日
地 積 : 247㎡
供給処理施設 : ガス、水道、下水
接 面 道 路 : 北西側8m市道
用 途 指 定 等 : 第一種中高層住居専用地域（建蔽率60%，容積率200%）
地 域 の 概 要 : 中規模一般住宅が建ち並ぶ住宅地域

固定資産税評価額 (令和6年度)

物件1	5,204,780 円
物件2	8,715,503 円

ここに掲げた参考価格資料は、当該不動産の評価額を算定するに当たって参考とした価格である。決定した評価額は不動産競売を前提とした価格であり、ここに掲げた額とは、その性質が異なるものである。

第7 附属資料の表示

- 1 目的物件の位置図
- 2 公図写し
- 3 地積測量図写し
- 4 建物図面・各階平面図写し
- 5 土地建物位置関係図
- 6 建物間取図

以 上

位置図



登記年月日：平成24年11月6日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局苫小牧支局管轄)

令和6年12月19日 東京法務局

登記官

地図整理番号：N82321

(1/2)

本図面は、A3判をA4判に縮小したものである。

地図番号	BA1-75	境界線の種類及び筆界点の記号又は点名	13-1 13-11~13-15	土地所在地	苫小牧市拓勇東町2丁目	図面縮尺	1/500
種類	既設 新設	コンクリート路	13-11~13-15 13-11~13-15	土地の所在	苫小牧市拓勇東町2丁目	縮尺	1/500
与点の種類	①公共基準点	口、図根点	八、登記基準点				

(座標系12系)

点名	X	Y
No2-026(管前)	-147512.717	-46419.116
No2-027(管前)	-147820.074	-46996.430

座標法求積表

(1) 13-11

点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
13K-6	-147643.258	-46643.604	-18.481	2680951.793088
13K-7	-147648.201	-46654.636	-9.717	548806.363117
13K-3	-147664.531	-46647.321	18.412	-2423470.262772
89-2	-147660.456	-46638.224	10.169	-1501116.195686
89-1	-147657.653	-46637.155	-5.580	794396.173140
倍面積				-428.149113
1/2				214.0745565
地積				214.07 m ²

(2) 13-11

点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
13K-7	-147648.201	-46654.636	-18.151	2676062.406351
13K-8	-147653.055	-46665.472	-3.520	519736.753600
13K-4	-147669.386	-46658.150	18.151	-2680347.025286
13K-3	-147664.531	-46647.321	3.520	-519779.149120
倍面積				-424.924455
1/2				212.4622275
地積				212.46 m ²

(3) 13-12

点名	Xn	Yn	Yn+1-Yn-1	Xn · (Yn+1-Yn-1)
13K-8	-147653.055	-46665.472	-18.151	2680050.601305
13K-5	-147667.809	-46676.307	-3.510	519609.181771
89-3	-147674.240	-46668.881	18.151	-2680435.130240
13K-4	-147669.386	-46658.150	3.510	-519648.569334
倍面積				-424.918498
1/2				212.4582490
地積				212.45 m ²

官公署証明番号 平成 年 月 日

作成者

申請人

縮尺 1/500

H20.4.10005

登記年月日：平成30年2月27日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
(札幌法務局苫小牧支局管轄)
令和6年12月19日 東京法務局

登記官

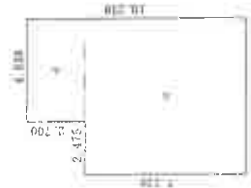
各階平面図

家屋番号 13番13

建物図面

建物の所在 苫小牧市拓勇東町二丁目13番地13

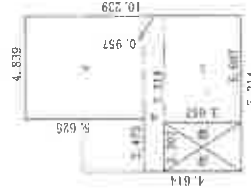
1階



求積表

イ 4.839 × 2.700 = 13.065300
ロ 7.539 × 7.314 = 55.140246
計 68.205546
床面積 68.20 m²

2階



求積表

イ 4.839 × 5.625 = 27.219375
ロ 7.314 × 0.957 = 6.999498
ハ 3.657 × 5.007 = 18.310599
計 52.529472
床面積 52.52 m²



14

道 115 路

13-10

13-10

13-11

13-12

13-13

13-14

13-15

13-16

13-17

13-18

13-19

13-20

13-21

13-22

13-23

13-24

13-25

13-26

13-27

13-28

13-29

13-30

13-31

13-32

13-33

13-34

13-35

13-36

13-37

13-38

13-39

13-40

13-41

13-42

13-43

13-44

13-45

13-46

13-47

13-48

13-49

13-50

13-51

13-52

13-53

13-54

13-55

13-56

13-57

13-58

13-59

13-60

13-61

13-62

13-63

13-64

13-65

13-66

13-67

13-68

13-69

13-70

13-71

13-72

13-73

13-74

13-75

13-76

13-77

13-78

13-79

13-80

13-81

13-82

13-83

13-84

13-85

13-86

13-87

13-88

13-89

13-90

13-91

13-92

13-93

13-94

13-95

13-96

13-97

13-98

13-99

13-100

13-101

13-102

13-103

13-104

13-105

13-106

13-107

13-108

13-109

13-110

13-111

13-112

13-113

13-114

13-115

13-116

13-117

13-118

13-119

13-120

13-121

13-122

13-123

13-124

13-125

13-126

13-127

13-128

13-129

13-130

13-131

13-132

13-133

13-134

13-135

13-136

13-137

13-138

13-139

13-140

13-141

13-142

13-143

13-144

13-145

13-146

13-147

13-148

13-149

13-150

13-151

13-152

13-153

13-154

13-155

13-156

13-157

13-158

13-159

13-160

13-161

13-162

13-163

13-164

13-165

13-166

13-167

13-168

13-169

13-170

13-171

13-172

13-173

13-174

13-175

13-176

13-177

13-178

13-179

13-180

13-181

13-182

13-183

13-184

13-185

13-186

13-187

13-188

13-189

13-190

13-191

13-192

13-193

13-194

13-195

13-196

13-197

13-198

13-199

13-200

13-201

13-202

13-203

13-204

13-205

13-206

13-207

13-208

13-209

13-210

13-211

13-212

13-213

13-214

13-215

13-216

13-217

13-218

13-219

13-220

13-221

13-222

13-223

13-224

13-225

13-226

13-227

13-228

13-229

13-230

13-231

13-232

13-233

13-234

13-235

13-236

13-237

13-238

13-239

13-240

13-241

13-242

13-243

13-244

13-245

13-246

13-247

13-248

13-249

13-250

13-251

13-252

13-253

13-254

13-255

13-256

13-257

13-258

13-259

13-260

13-261

13-262

13-263

13-264

13-265

13-266

13-267

13-268

13-269

13-270

13-271

13-272

13-273

13-274

13-275

13-276

13-277

13-278

13-279

13-280

13-281

13-282

13-283

13-284

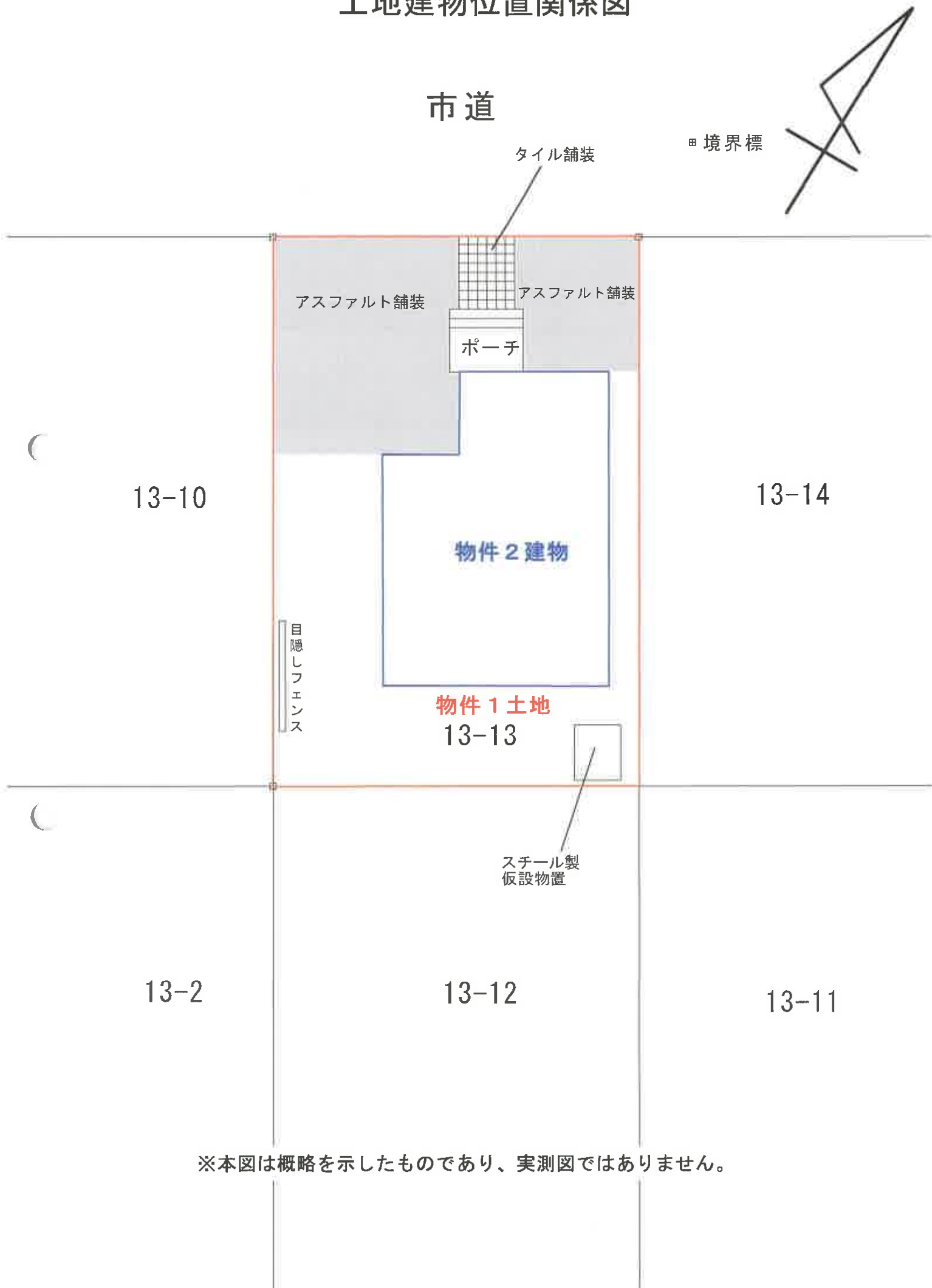
13-285

13-286

13-287

13-288

土地建物位置関係図

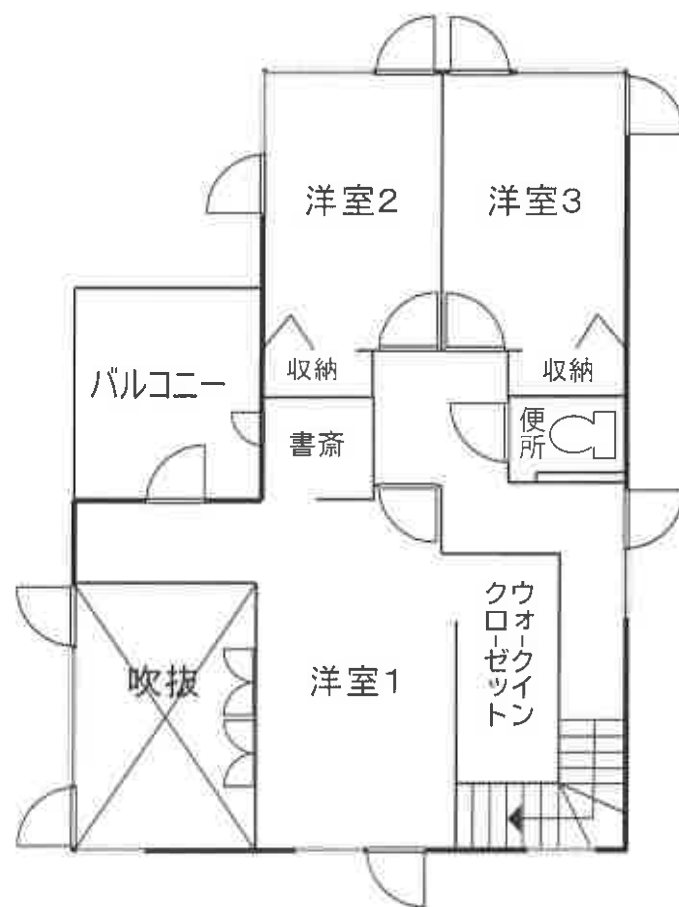


※本図は概略を示したものであり、実測図ではありません。

建物間取図



1階



2階